

空家等の適正な管理の推進に関する協定

愛西市（以下「甲」という。）と、公益社団法人愛西市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空家等が管理不全な状態になることの防止及び管理不全な状態を改善するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等が管理不全となることを未然に防止するとともに、管理不全となった空家等の状態を改善することにより、良好な居住環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに付属する工作物であつて、居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
- (2) 管理不全な状態 著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態をいう。
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は正当な権限に基づき管理するものをいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 市内にある空家等の管理について相談を受けた所有者等及び適正管理が必要と思われる空家等の所有者等に対して、乙が行う空家等の管理業務の紹介
- (2) 広報、市ホームページその他の方法による乙が行う空家等の管理業務の周知

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

- (1) 空家等の見回り
- (2) 空家等の状況報告
- (3) その他所有者等の要望による空家等の一般管理

（有効期間）

第5条 本協定書の有効期限は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除の1か月前までに申し出を行うものとする。

(秘密の保持)

第6条 乙及び乙の会員は、第4条に規定する業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通保有する。

平成30年3月26日

甲 愛西市稲葉町米野308番地

愛西市

愛西市長 日永 貴章

乙 愛西市小津町観音堂27番地

公益社団法人 愛西市シルバー人材センター

会長 河村 恒夫